

原議保存期間 10 年
(平成 25 年 12 月 31 日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙刑企発第 110 号
平成 15 年 11 月 6 日
警察庁刑事局長

犯罪捜査規範の一部を改正する規則の制定について

犯罪捜査規範の一部を改正する規則(平成 15 年国家公安委員会規則第 16 号。以下「規則」という。)が、別添のとおり、平成 15 年 10 月 10 日に公布され、取調べの書面による記録制度の導入に係る改正については、平成 16 年 4 月 1 日から、その他の改正については、同年 1 月 1 日から、施行されることとされた。

改正の趣旨及び留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「規範」とは、規則による改正後の犯罪捜査規範(昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号)をいうものとする。

記

第 1 取調べの書面による記録制度の導入

1 改正の趣旨

本改正は、司法制度改革推進計画(平成 14 年 3 月 19 日閣議決定)において、「被疑者の取調べの適正を確保するため、その取調べ過程・状況につき、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入することとし、平成 15 年半ばころまでに、所要の措置を講ずる。」こととされたことを受け、被疑者の取調べの適正をより一層確保するとともに、公判審理の充実・迅速化に資するため、逮捕又は勾留(少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 43 条第 1 項の規定による請求に基づく同法第 17 条第 1 項の措置を含む。以下同じ。)により身柄を拘束されている被疑者又は被告人の取調べの過程・状況に関する事項を書面により記録する制度を導入するための所要の規定の整備を行うものである。

なお、司法制度改革推進計画は、平成 13 年 6 月 12 日に内閣に提出された

司法制度改革審議会意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革と基盤の整備に関し政府が構すべき措置について、その全体像等を示したものであり、同計画に示された個々の措置内容の背景となる考え方は、この司法制度改革審議会意見において明らかにされている。すなわち、本制度は、司法制度改革審議会意見において、「被疑者の取調べは、それが適正に行われる限りは、真実の発見に寄与するとともに、実際に罪を犯した被疑者が真に自己の犯行を悔いて自白する場合には、その改善更生に役立つものである。しかしながら、他方において、被疑者の自白を過度に重視する余り、その取調べが適正さを欠く事例が実際に存在することも否定できない。我が国の刑事司法が適正手続の保障の下での事案の真相解明を使命とする以上、被疑者の取調べが適正を欠くことがあってはならず、それを防止するための方策は当然必要となる。そこで、被疑者の取調べ過程・状況について、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すべきである。制度導入に当たっては、記録の正確性、客観性を担保するために必要な措置（例えば、記録すべき事項を定めて定式的な形で記録させた上、その記録を後日の変更・修正を防止しうるような適切な管理体制の下で保管させるなどの方法が考えられる。）を講じなければならない。これに加え、取調べ状況の録音、録画や弁護人の取調べへの立会いが必要だとする意見もあるが、刑事手続全体における被疑者の取調べの機能、役割との関係で慎重な配慮が必要であること等の理由から、現段階でそのような方策の導入の是非について結論を得るのは困難であり、将来的な検討課題ととらえるべきである。」との提言がなされたことを踏まえて導入されるものであるから、その趣旨を十分に踏まえ、当該制度の適正な運用に万全を期するとともに、本制度によって作成される書面を取調べに係る指導監督の契機と捉え、取調べのより一層の適正確保に努めること。

2 取調べ状況報告書及び余罪関係報告書等の作成上の留意点

(1) 作成に当たっての基本的留意事項

取調べの適正をより一層確保するとともに、公判段階において、捜査段階における被疑者供述の任意性・信用性が争点となった場合に、捜査段階の取調べの過程・状況に関する客観的・外形的な証拠資料を提供することにより、公判審理の充実・迅速化に資するという本制度の趣旨にかんがみ、取調べ状況報告書又は余罪関係報告書（以下「取調べ状況報告書等」という。）の作

成に当たっては、他の証拠書類にも増してより一層記載内容の正確性・信頼性を確保するとの観点から、次の点に留意すること。

ア 取調べを行ったときは、その都度、必要事項を取調べ状況報告書等に記載するよう努めること。

イ 取調べ状況報告書等を作成した後は、事実関係や記載の誤りが明らかになった場合でも、原則として、加除訂正は行わないこととし、記載内容を変更する必要があるときは、原本とは別に捜査報告書等によりその変更内容を明らかにすること。

(2) 取調べ状況報告書を作成すべき取調べの範囲

ア 取調べ状況報告書は、逮捕又は勾留により身柄を拘束されている被疑者又は被告人（以下「被疑者等」という。）の取調べについて作成するものとされた。

したがって、身柄を拘束することなく行う取調べについては、取調べ状況報告書への記載対象とはならず、例えば、任意の出頭を得て取調べを行った後、引き続き当該被疑者を逮捕したような場合であっても、逮捕状執行後の取調べについてのみ記載対象とすれば足りる。また、逮捕又は勾留中の者の取調べであっても、当該者に対する嫌疑が全くない事実について参考人として取り調べる場合には、当該取調べの部分については、取調べ状況報告書への記載を行う必要はない。ただし、被疑者等としての取調べと参考人としての取調べを明確に区別することができない場合には、参考人としての取調べについても、取調べ状況報告書への記載を行うこと。

イ 取調べ状況報告書は、被疑者等を「取調べ室又はこれに準ずる場所」において取り調べたときに作成するものとされた。

「取調べ室」とは、「取調室設置基準の制定について」（昭和61年11月17日付け警察庁丙刑企発第31号・丙会発第19号）又は同通達によって廃止された「調室設置基準」（昭和32年5月22日付け警察庁刑事部捜査課・官房会計課）に基づいて設置された施設その他の警察施設内に設置された施設であって、取調べ室又はこれに類する呼称を付され、主として取調べのために使用されているものをいう。また、「これに準ずる場所」とは、取調べ室の不足等の理由により、一時的に取調べ室の代用として使用した警察施設、拘置所等の施設内の応接室、会議室等をいう。

したがって、例えば、引き当たり捜査の際、護送車両内において、引き

当たり先を確認するなど当該引き当たり捜査の遂行のために必要な会話を被疑者で行うことは、たとえ当該会話が実質的には被疑者の取調べと解されるものであっても、当該会話をを行っている時点における当該車両の主たる使用目的はあくまでも引き当たり捜査であって、取調べ室の代用として当該車両を使用したものとみることはできないから、取調べ状況報告書への記載は要しない。

これに対し、例えば、護送中に被疑者が突如犯行の核心に触れる供述を始めたため、そのまま車内において、引き当たり捜査の遂行とは直接関係のない内容についての取調べを行い、被疑者供述調書を作成したような場合は、その時点における当該車両の主たる使用目的は取調べとみるべきであり、取調べ室に移動する間がなかったため、やむを得ず取調べ室に準ずる場所において取調べを行ったものと認められるから、取調べ状況報告書への記載を行うべきである（一般に、供述調書を作成するに至ったような場合には、当該作成場所を取調べ室の代わりに使用したと判断することになると考えられる。）。

(3) 余罪関係報告書の作成

逮捕又は勾留により身柄を拘束されている被疑者等を取り調べた場合において、逮捕又は勾留の理由となっている犯罪事実（以下「本件」という。）以外の犯罪（以下「余罪」という。）に係る被疑者供述調書を作成したときは、取調べ状況報告書に加え、当該取調べを行った日（翌日の午前零時以降まで継続して取調べを行ったときは、当該翌日の午前零時から当該取調べが終了するまでの時間を含む。）ごとに、余罪関係報告書を作成しなければならないこととされた。

これは、検察官への事件送致が一般に事件ごとに行われることにかんがみ、余罪関係の取調べ状況等については、本件に係る取調べ状況報告書とは別の書面に記載することとし、当該余罪が立件送致された段階で、これを送致することができるようにしたものである。

もっとも、実際の取調べにおいては、本件に係る取調べと余罪に係る取調べを明確に区分することが一般に困難であることから、実際に余罪関係報告書に記載する事項については、被疑者供述調書作成事実のほかは、被疑者・被告人氏名等といった対象となる取調べを特定するに足りる程度の項目に限定し、その他の項目については、本件に係る取調べ状況報告書に記載された

ものを参照することとしている（したがって、後記3(1)記載のとおり、余罪関係報告書の送致に当たっては、これに対応する取調べ状況報告書の謄本を添付すること。）。

(4) 取調べ状況報告書等の作成単位

ア 取調べ状況報告書等は、記載の対象となる取調べを行った日（翌日の午前零時以降まで継続して取調べを行ったときは、当該翌日の午前零時から当該取調べが終了するまでの時間を含む。）ごとに作成することとされた。

規範上は、取調べを行った日ごとに取調べ状況報告書等を作成すれば足りるとされており、作成すべき取調べ状況報告書等の通数は運用に委ねられているところではあるが、同一の被疑者等に対する取調べに関して一日に多数の取調べ状況報告書等が作成されることとなれば、書面管理上問題が生じやすくなることから、不必要に複数の取調べ状況報告書等を作成することは避けることが適当である。

したがって、例えば、一日の途中で取調べ担当者が交代した場合であっても、複数の取調べ担当者が連名で一通の取調べ状況報告書等を作成するようにするなど、できるだけ、同一の被疑者等に対する同一日の取調べは、同一の取調べ状況報告書等に記載されるよう努めること。

なお、異なる所属の警察官が、各々の事件捜査上の必要から、同一の被疑者等に対する取調べを同一日に行った場合のように、各々の取調べ状況の報告先である司法警察員が異なるときは、同一の被疑者等につき複数の取調べ状況報告書等を作成して差し支えない。

イ このほか、余罪に係る被疑者供述調書を複数作成した場合には、余罪関係報告書は、後の送致の際の便宜のため、原則として、事件ごとに作成されるようにすべきである。

もっとも、一通の被疑者供述調書に複数の余罪に係る供述を記載した場合には、これを別々の余罪関係報告書に記載することはできないから、一通の余罪関係報告書に当該供述調書作成事実を記載することとし、「被疑者供述調書作成事実」欄の「罪名」欄に、当該複数の事件の罪名を記載すること（罪名が多数の場合は、そのうち主なものを記載すれば足りる。）。

一方、複数の余罪に係る複数の被疑者供述調書を作成した場合であっても、各事件が互いに関連しているなどのため一括して送致することが適当と認められるときは、複数の余罪に係る被疑者供述調書作成事実を一通の

余罪関係報告書にまとめて記載しても差し支えない。

なお、一通の被疑者供述調書に複数の事件に係る供述を記載した場合であって、そのうちの一罪が本件の事実に係るものであるときは、余罪関係報告書ではなく、取調べ状況報告書の「被疑者調書作成事実」欄に記載すること。

(5) 取調べ状況報告書等に設けられた各項目への記載上の留意点

ア 作成年月日

取調べ状況報告書等を作成した日付を記載すること。

なお、取調べ状況報告書等の作成は、規範上も「速やかに」行うこととされているところであり、基本的には、取調べを行った日のうちに作成を終えるようにすること。ただし、取調べが深夜に及んだ場合等やむを得ない理由により取調べを行った当日に取調べ状況報告書等を完成することができないときは、取調べの翌日等できるだけ早い時期にこれを完成させること。

イ 作成者

取調べ状況報告書等は、被疑者の取調べを実際に担当した警察官（補助者を含む。）のうち、記載の対象となる事項を承知している者が作成すること。取調べ担当者の交代等により、記載対象となる事項全般を承知している者がいないときは、取調べを行った複数の担当者が連名で作成すること。

なお、取調べ状況報告書等の作成者は、作成者欄に階級及び氏名を記載し、押印をすること。

ウ あて先

警察署長等適当な司法警察員の階級・氏名を記載すること。

なお、前記のとおり、異なる所属の警察官が、各々の事件捜査上の必要から、同一の被疑者等に対する取調べを同一日に行ったような場合には、各々の捜査員が自らの上司である司法警察員あてに異なる取調べ状況報告書等を作成して差し支えないが、そのうちいずれかの取調べ状況報告書等を検察官に送致する際には、当該送致に係る事件に関して作成されたそれ以外の取調べ状況報告書等についてもこれと併せて送致されるよう必要な措置をとるか、又はそうした他の取調べ状況報告書等の存在を当該送致に係る事件の担当検察官に連絡すること。

エ 被疑者・被告人氏名等

取調べの対象となる被疑者等を特定する事項として、被疑者等の氏名及び生年月日（氏名等不詳の場合は、被疑者等を特定するに足りる事項）を記載すること。

オ 逮捕・勾留罪名

取調べの対象となる被疑者等の身柄拘束の根拠となっている逮捕状、勾留状又は観護状に記載されている罪名を記載すること。ただし、現行犯逮捕の場合における勾留状執行前及び緊急逮捕の場合における逮捕状発付前については、逮捕罪名を記載すること。この場合において、同一日のうちに、逮捕罪名と勾留状又は逮捕状に記載された罪名とが異なることとなった場合においては、双方の罪名を記載すること。また、再逮捕、再勾留等の結果、複数の令状によって身柄拘束される状態が発生している場合には、それら複数の令状に記載されているすべての罪名を記載すること（ただし、同一の罪名を重ねて記載する必要はない。 ）。

カ 取調べ年月日

取調べ状況報告書等の記載対象となる取調べが行われた年月日を記載すること。

なお、翌日の午前零時以降まで継続して取調べを行ったときは、取調べ年月日欄の末尾に括弧を付し、括弧内に翌日の日付を記載しておくこと（例：平成16年4月1日（～4月2日））。

キ 取調べ時間

取調べの開始時刻を客観的に決めることは必ずしも容易ではないことから、原則として、被疑者等が取調べのために取調べ室（取調べ室に準ずる場所を含む。以下同じ。）に入室した時刻及び取調べを終えて取調べ室を退室した時刻を記載することとするが、明らかに取調べと区別し得る活動が行われた時間は除くこと。例えば、ポリグラフ検査を実施するため取調べ室を使用する場合については、明らかに取調べと区別し得る活動と認められることから、取調べ時間から除くこと。

これに対し、弁解録取手続、任意提出手続、領事官への通報要請確認手続等のように、取調べではないものの、一般に、取調べと類似した態様により取調べと近接した機会に行われる短時間の手続については、これが取調べ室で行われる限り、取調べと明確に区別することが容易ではないと考

えられることから、被疑者等の取調べ室への入退室時刻をもって取調べ時間として記載すること（ただし、例えば、同一の取調べ室において、任意取調べ後、逮捕状を執行し、弁解録取手続を行ったという場合には、逮捕状執行時刻を開始時刻として記載すること。）。

なお、留置場に戻ることなく用便を行う場合のように、一時的に被疑者等が取調べ室を退出したものの、取調べが継続しているものと認められるときは、その入退室時刻を記載する必要はない。

ク 取調べ場所

取調べを実施した場所を特定するに足りる事項を記載すること。

ケ 取調べ担当者氏名

取調べ警察官及び補助者の氏名を記載すること。

コ 被疑者供述調書作成事実

当該取調べ状況報告書等の記載対象となる取調べにおける被疑者供述調書作成（当該被疑者供述調書に被疑者の署名指印を得ることをいう。）の有無及び通数を記載すること。また、取調べ状況報告書には、本件に係る被疑者供述調書作成事実を記載し、余罪関係報告書には、余罪に係る被疑者供述調書作成事実を記載すること。

「被疑者供述調書」とは、「司法警察職員捜査書類基本書式例」（平成12年3月30日検事総長指示）様式第8号（供述調書（甲））に従って作成される供述調書をいう。被疑者等が作成した上申書、函面等の供述書については、その形態及び内容が極めて多様であることから、必ずしもそのすべてを記載する必要はないが、取調べ状況報告書等において、被疑者供述調書の有無及びその通数が必要的な記載事項とされていることにかんがみ、具体的な犯罪事実に関する供述を内容とするものであることが明らかなものについては、被疑者供述調書に準じて記載すること（後記の不開示要望書も供述書の一種であるが、これについては、記載の対象とする必要はない。）。一方、弁解録取書を含め、被疑者供述調書以外の被疑者の供述を録取した書面については、取調べ状況報告書等に記載する必要はない。

被疑者供述調書作成事実は、被疑者等が捜査機関以外の第三者にその存在及び内容を明らかにしてほしくない旨の意思を表示した被疑者供述調書（以下「不開示希望被疑者供述調書」という。）と、それ以外の被疑者供

述調書を分けて、前者の有無及び通数を「不開示希望被疑者供述調書作成事実」欄に、後者の有無及び通数を「下記に該当しない被疑者供述調書作成事実」欄に記載すること。

「不開示希望被疑者供述調書作成事実」欄は、特に組織的な背景を有する事件等において、被疑者等が、取調べ中に作成された特定の被疑者供述調書の存在及び内容につき、捜査機関以外の第三者に明らかにしてほしくない旨の意思を表示した場合には、供述者である当該被疑者等の保護、捜査の秘密保持、プライバシーの保護等の観点から一定の配慮が必要であること等にかんがみ、検察官が公判等において当該取調べ状況報告書等を証拠開示するに当たり、容易にその他の被疑者供述調書作成事実と区別して不開示とできるように設けられたものである。もとより、「不開示希望被疑者供述調書作成事実」欄に記載したからといって、いかなる場合にもこれが明らかにならないわけではなく、被疑者等の意思には配慮しつつも、捜査機関や検察官において、必要に応じ、当該供述調書を令状請求や公判において使用することがあり得るほか、たとえ検察官が不開示を主張しても裁判所によって開示が相当と判断されることもあり得る。しかし、被疑者等が特定の被疑者供述調書の不開示を希望している場合、その事実や理由は、捜査・公判手続において、不開示希望被疑者供述調書を使用するか否か、あるいはその存在又は内容を明らかにするか否かの判断の一要素となり得るものであり、その結果、被疑者等の保護等に一定程度資するものと考えられる。特定の被疑者供述調書を不開示希望被疑者供述調書とするかどうかは、専ら被疑者等の意思にかかるものとされているところではあるが、取調べに当たる警察官としては、かかる制度趣旨を十分に踏まえ、被疑者等から特定の被疑者供述調書についてその存在及び内容を明らかにしてほしくない旨の意思が表示された場合には、被疑者等にその制度趣旨とともに、不開示希望被疑者供述調書であっても、捜査・公判の必要性に応じて開示される可能性があることを説明した上、希望意思が合理的な理由に基づくものであるか否かを含めてその真意を確認し、不相当と認めるときには翻意を促すなどして、安易な不開示希望により制度の信頼性が失われることのないよう配慮すること。

なお、「不開示希望被疑者供述調書作成事実」欄の証拠開示については、法務省刑事局長から全国の検事正等に対し、取調べ状況報告書等の開示、

又は証拠調べ請求を行うに当たっては、供述人保護の観点を特に留意されたい旨及び特に不開示希望被疑者供述調書が存在する場合にのみ同欄を不開示とするだけでは、同欄の開示・不開示の別自体によって、不開示希望被疑者供述調書の存在が明らかになることにも留意されたい旨通達されているところである。

サ 通訳人

当該取調べ状況報告書等の記載対象となる取調べにおける通訳人の有無及び氏名を記載すること。複数の通訳人が通訳を行った場合には、すべての通訳人の氏名を記載すること。

なお、「通訳人」欄の証拠開示については、法務省刑事局長から全国の検事正等に対し、取調べ状況報告書等の開示、又は証拠調べ請求を行うに当たっては、通訳人の保護等の観点、すなわち、一般人であることが多い通訳人の氏名が被疑者等に知られることとなれば、通訳人に危害が加えられるおそれがあるのはもとより、通訳人の確保自体に困難を伴うおそれもあることに特に留意されたい旨通達されているところである。

シ その他参考事項

取調べ中における被疑者等の特異な言動、取調べを中断して行われた弁護人との接見事実等作成者において特に記載すべきであると判断した客観的・外形的事項について記載すること。

(6) 不開示要望書の作成上の留意点

「不開示希望被疑者供述調書作成事実」欄への記載を行うに当たっては、取調べを担当する警察官は、不開示希望を行った当該被疑者等に自ら不開示要望書を作成させ、これに署名指印させること。本人が文盲であるなどやむを得ない理由で代書した場合には、代書事項が本人の意思と相違がないことを確かめた上、代書の理由を記載し、代書者が署名押印すること（規範第58条）。この場合において、通訳人に通訳をさせたときは、通訳人にも署名押印させること。

3 取調べ状況報告書等の取扱い上の留意点

(1) 検察官への送致

作成された取調べ状況報告書等及び不開示要望書については、各々の書面に記載されている事件の送致に併せて検察官に送致すること。

なお、余罪関係報告書を送致する際には、当該余罪関係報告書を作成した取調べに係る取調べ状況報告書の謄本を添付すること。

(2) 取調べ状況報告書等の保管

取調べ状況報告書等及び不開示要望書は、裁判で用いられることが予定された証拠書類であり、既存の他の証拠書類と同様、組織的な管理・保管により、取扱いの適正を図ること。

4 その他

取調べの書面による記録制度の導入に係る改正は、平成16年4月1日から施行されることから、取調べ状況報告書等及び不開示要望書の作成は、平成16年4月1日午前零時以降に開始した取調べを対象として実施すること。

第2 その他

犯罪捜査規範第213条に規定する身上調査表が警察庁情報管理システムを使用して作成されるようになることに伴い、所要の様式改正を行うものである（別記様式第18号関係。第1の改正後は別記様式第21号）。

本改正に係る規則が施行される平成16年1月1日以後、少年事件を送致又は送付するに当たっては、原則として、各警察署に配備される警察庁情報管理システムの端末を使用して身上調査表を印字出力した上、これを少年事件送致書又は少年事件送付書に添付すること。